

飼育動物診療施設関係事項変更届出書

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

〒

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



獣医療法第3条に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 開設者の氏名及び住所
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 変更した事項
- 5 変更年月日

記載にあたっての注意事項

- 1 変更が生じてから 10日以内に届出下さい。
- 2 診療施設の経営を法人化するなど開設者が変更になった場合は、変更届ではなく、旧施設の廃止届と新たな開設者による開設届の提出が必要になります。
- 3 診療施設の場所を変更した場合も、変更届ではなく旧施設の廃止届と新たな場所の開設届の提出が必要になります。
- 4 診療を行う獣医師に変更があった場合、変更届の他に新たに診療を始める獣医師の方についての獣医師免許の写しを添付下さい。
- 5 エックス線装置の変更があった場合、新たなエックス線装置に関する設備概要の届出が必要です。様式は、開設届の別紙3になります。